

令和元年秋の農作業安全確認運動の展開について

農業就業人口が減少する中、毎年約 300 人以上発生し続けている農作業死亡事故を減少させるため、秋作業が行われる 9～10 月を重点期間として、関係団体・企業等と一体となって「秋の農作業安全確認運動」を展開する。

令和元年の運動については、GAP（農業生産工程管理）の周知を通じた現場の改善活動、農業者への安全確保の声かけ・注意喚起等の農作業事故防止対策の取組を推進する。

1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

(1) 重点推進テーマ

「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」

(2) 農作業安全確認運動の取組内容

この秋の農作業安全確認運動期間においては、

① 農作業事故防止の重点的な推進活動

(ア) 農作業事故防止に向けた取組は、GAP で取り組む労働安全管理と密接に関連することから、GAP の周知・実践の促進や事故分析情報、農作業安全「リスクカルテ」等を活用した現場での改善を図る。

(イ) 農畜産業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での事故事例や啓発資材等を活用した「声かけ」（注意喚起）を実施するとともに、回覧板や広報誌、広報車など、様々なツールを用いて 1 人でも多くの農業者に所要の情報を届ける。また、全国的に乗車中の事故が多く発生している乗用型トラクターに関しては、乗車時のシートベルト、ヘルメットの着用の声かけを統一的に実施する。

(ウ) 農業機械の整備不良が重大な農作業事故を招くおそれがあるという観点から、農業現場における機械の日常的・定期的な整備・点検の励行を促す。

(エ) 農畜産業者等が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農畜産業者等の安全意識の向上を図る「＋（プラス）安全」の取組の定着化を図る。

(オ) 地域毎の労災保険特別加入制度の加入状況を踏まえ、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

② 農作業事故防止に向けた各種取組の実施

(ア) 農作業事故情報の収集・分析は、事故防止の取組を進める上で極めて重要であることから、引き続き、都道府県、農機メーカーや販売店等における農作業事故情報の収集を強化するとともに、事故分析情報を活かし農業現場での安全利用や農業機械の安全設計の促進を図る。

(イ) 各地方ブロック単位で、関係機関の参画を得て農作業安全ブロック推進会議を開催し、地域における関係者間の連携強化や情報共有等を促進する。

(ウ) 啓発資材による注意喚起として、農作業安全ポスター（全国に約2万枚配布）等の活用を推進する。

2. 運動期間

令和元年9月1日（日）～10月31日（木）（2か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後することも可。

3. 進め方

(1) 全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の参画を得て、農作業安全ポスター等の共通の啓発資材を活用した一体的な取組を実施するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。

(2) 期間終了後、参画機関は、取組内容の整理や参加農家数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。また、事務局は各機関の取組状況等を把握・整理し、関係機関間での情報共有を図る。

(3) なお、農作業安全ポスターに関する評価及び提案等についても、(2)の報告の中で実施する。

4. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：細田、小屋松 電話：03-6744-2111